

カノン・メンバーズクラブ 会員規約

(名称)

第1条 本会は、カノン・メンバーズクラブ（以下「本会」という）といたします。

(目的)

第2条 本会は国内外の素晴らしい舞台芸術をできるだけ多くの方に鑑賞していただき、文化芸術への理解を深め、地域文化の向上に寄与することを目的とします。

(主旨)

第3条 本規約は、本会の運営について必要となる事項を定めるものとします。

(事務局)

第4条 本会に関する事務は観音寺市民会館カノン・メンバーズクラブ事務局（以下「事務局」という）が行い、事務局は観音寺市民会館内会館事務室に置くこととします。

(会員)

第5条 本会会員（以下「会員」という）とは、第6条に定める手続きを完了した方をいいます。
2. 会員のうち入会手続き時に満70歳以上の方はシニア会員（以下「シニア会員」という）とします。

(入会・更新の手続き)

第6条 新たに入会しようとする方は、所定の入会申込書に必要事項を記載の上、会費を添えて申し込むものとします。入会日は、この手続きを完了した日とします。
2. 会員資格を更新しようとする方は、会員期間満了日までに年会費を納入することとします。この期間中に手続きが行われない場合は、退会したものとみなします。
3. 更新時に満70歳を満たす際は、シニア会員に移行します。

(会員証)

第7条 会員には本会会員証（以下「会員証」という）を発行します。
2. 会員証は会員ご本人ならびにご家族が利用できるものとし、他人に譲渡・貸与はできません。

(会員の期間)

第8条 会員が資格を有する期間（以下「会員期間」という）は、入会日から翌年同日の属する月の末日までとします。
2. 会員期間を更新した際の期間は、更新前の会員期間満了日の翌月初日より1年間とします。

(会費)

第9条 会費は年会費1,000円（税込）とし、事務局が定める方法により納入するものとします。
2. シニア会員は、年会費無料とします。
3. 納入した会費は、いかなる事情があっても返却いたしません。

(会員の特典)

第10条 会員は観音寺市民会館が主催・共催する公演、その他提携の公演について次のような特典を受けることができます。三豊市文化会館マリニウェーブ主催事業についても同様の特典を受けることができます。
(1)事務局が指定する公演のチケットを、一般発売に先がけて電話予約することができます。観音寺市民会館チケット専用窓口にて受け付けます。
(2)事務局が指定する公演のチケットを、会員価格（定価の5%以上割引）で購入することができます。但し、2,000円以下の席種・券種のチケットは割引対象外とします。なお、割引価格で購入できるのは公演日の前日までに予約申し込みを行った場合とします。公演日当日に窓口で直接購入する際は、会員価格は適用できませんのでご注意ください。
(3)会館が発行する催し物案内・公演チラシなどを定期的に会員の登録住所あてに送付します。
(4)会員特典の内容に変更があった場合は、会員に通知することとします。

(チケットの予約・購入)

第11条 会員は観音寺市民会館またはマリニウェーブ窓口においてチケットを購入する際、会員証を提示するものとします。前記2ヶ所以外の一般プレイガイドでは会員特典は受けられません。
2. 会員は電話によりチケットの購入予約をする際、会員番号・氏名を申し出るものとします。
3. 会員が予約チケットの郵送を希望する場合、事務局はチケットに請求書を添えて会員の登録住所あてにチケットを送付するものとします。会員はチケットが届き次第内容を確認し、誤りがある場合には、速やかに事務局に連絡するものとします。
4. 不可抗力によりチケット表記の公演を中止する場合以外は、他の日時、別種のチケットとの交換および払戻し等はいたしません。
5. 営利を目的としたチケットの転売は、固くお断りいたします。

(代金決済)

第12条 会費、チケット代金の支払い方法は事務局が指定した期日・方法で支払うものとします。
2. 会費、チケット代金等の払い込みにかかる手数料は、会員の負担とします。

(会員証の紛失・盗難)

第13条 会員は会員証を紛失または盗難にあったときは、直ちに事務局に届け出るものとします。
2. 会員が、会員証の紛失、盗難その他の理由により会員証を他人に利用され、会員または本会に損害を生じさせた場合は、会員がその損害の責を負うものとします。
3. 会員証を再発行する場合は、本会所定の手数料を支払うものとします。

(届け出事項の変更等)

第14条 会員は、入会時に届け出た氏名・住所・電話番号等の変更があった場合は、直ちに事務局に届け出るものとします。
2. 会員は前項の届け出が無いために事務局からの送付書類等が延着または不到着になっても、異議を申し述べることができないものとします。

(退会)

第15条 会員の都合により退会するときは、事務局に退会の届け出をするとともに会員証の返却をするものとします。
なお、会員期間の途中で退会する場合であっても、年会費は返還しないものとします。

(会員資格の喪失)

第16条 会員が次のいずれかに該当したときは、事務局が会員の資格を取り消すことができるものとします。
(1)入会時に虚偽の申告があった場合
(2)本規約に違反した場合
(3)会費、代金の支払いを怠った場合

(指定管理者契約に伴う任期満了時の対応について)

第17条 指定管理者制度契約に伴う任期満了時に観音寺市民会館指定管理者が交代もしくは終了する場合は、会員に向けて事前に告知するものとします。

(会員個人情報の取扱について)

第18条 事務局が所有する会員の個人情報（以下、「個人情報」という）に関しては個人情報の保護に関する法令その他の規範を遵守し、個人情報を本会運営以外の目的のために利用しないとするとともに、第三者に開示、提供等一切しないものとします。

(規約の変更)

第19条 本規約を変更した場合は、事務局は会員に通知するものとします。

附則

この規約は平成29年4月1日から適用します。